

令和5年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助事業
公募申請 Q&A

Q：個人でも申請は可能ですか？

A：個人事業者が単独で申請することはできません。ただし、「沖縄県内に本店又は支店を有する法人を代表企業とする共同企業体」を構成する場合は申請が可能となります。（公募要領「3応募参加資格」参照）

Q：沖縄県外の事業者でも申請可能ですか？

A：単独での申請はできませんが、「沖縄県内に本店又は支店を有する法人を代表企業とする共同企業体」である場合は申請が可能です。（公募要領「3応募参加資格」参照）

Q：新規のイベントを企画しているのですが、補助対象となりますか？

A：公募要領「5補助対象事業」に示す観光コンテンツ開発の一環として認められる場合、補助対象となります。

Q：事業を進めるうえで必要となる人材の育成は補助対象になりますか？

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合は、対象となります。

Q：プロモーション用のWEBサイト構築やSNSからの情報発信を行いたいのですが補助対象となりますか？

A：公募要領「5補助対象事業」に示す観光コンテンツ開発の一環として認められる場合、対象となります。

Q：1年目の補助率が8/10、上限額が1,000万円とありますが、予定する事業全体の経費が2,000万円程度となる場合申請は可能ですか？

A：申請は可能ですが、補助額の上限（1,000万円）を超える部分は自己負担となります。

Q：事業に必要な設備（PC、撮影機器等）の購入は補助対象になりますか？

A：備品等の購入費は補助対象となりません。（公募要領「6補助率・補助対象

経費」参照)

Q：人件費が補助対象となっていますが、現在雇用する社員の人件費は対象となりますか？

A：申請されたコンテンツ開発に従事した日（時間）のみ、対象となります。ただし、業務に従事する社員等の役割や担当する業務内容について申請していただき、経費の確定時には実際に従事した業務についての証拠書類（業務日誌等）の提示が必要です。実際の業務実績が確認できない場合は補助金の対象外となります。

Q：人件費の単価はどのように設定すればよいですか？

A：申請事業者の従業員であれば、基本給を就業規則で定めた年間従事日数、1日あたりの就業時間で除した時間単価を算出してください。パート等は契約書に記載の単価で設定してください。なお、各種手当、法廷福利費等は補助対象となりません。（公募要領「6 補助率・補助対象経費」参照）

Q：資格取得費用は対象になりますか？

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合、対象経費となります。ただし、対象経費は採択後に県と調整のうえ決定となりますので、必ず申請の通り認められる訳ではありません。（公募要領6参照）

Q：既存のスポーツイベントに連動させた形の観光コンテンツはMICEに該当しますか。

A：MICEを前提とした観光コンテンツであるか否かは、申請者側の判断となります。ただし既存のイベントを拡充するのみの場合は対象外となります。

Q：役員の人件費は計上できますか。

A：原則、申請者が直接雇用している従業員を想定しておりますが、役員の時給・日給計算が可能であれば（証憑を提出できるのであれば）計上できる場合があります。

Q：離島に打ち合わせに行く出張経費は旅費に計上できますか。

A：コンテンツ開発に必要と認められる出張であれば、計上可能です。補助金確定の際は、出張工程や打ち合わせ記録等を証憑として提出していただきます。

Q：事業費の項目「4 需用費」の食料費とは具体的に何が該当しますか。

A：想定されるものとしては、食事が組み込まれたモニターツアーを実施する場合の招聘者の食事代等です。同行する社員の食事代や、弁当等は事業費に計上できません。（公募要領6（2）補助対象経費参照）

Q：海外で試食等をする場合の費用は計上できますか。

A：コンテンツ開発に必要と認められる場合は、計上可能です。

Q：資本関係がある企業は、グループ企業とみなされますか。

A：資本関係がある場合はグループとみなされます。グループ企業間で取引が発生する場合は、利益を排除して原価のみを計上することは可能です。

Q：1事業者から2本別々のコンテンツを応募することは可能ですか。

A：1事業者につき1コンテンツまでとなります。

Q：本補助金にかかる謝金規程はありますか。

A：本補助金独自の謝金規定等はありません。社内の謝金規程がある場合は、その規定に従って計上してください。社内の謝金規程がない場合は、県や経済産業省の謝金規定を参考に、設定してください。

Q：現在無料でやっているコンテンツに付加価値をつけて磨き上げる場合、新たなコンテンツとして、本補助金の申請は可能でしょうか。

A：既存の自社事業は補助対象外となります。ただし、既存のコンテンツに付加価値をつけて、新たなコンテンツとして造成する場合、公募要領5の要件を満たしていれば、申請可能です。

Q：モニターツアーを実施する場合、参加者の旅費は補助対象になりますか。

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合、対象経費となります。ただしモニター料金を設定する場合や無料で実証する場合、自走に向けた有効な効果測定ができるように工夫・記載をしてください。（公募要領6参照）

Q：旅行代理店とのマッチングは事務局のハンズオンに含まれますか。

A：事務局にて12月～1月頃に独自のオンライン商談会を実施する予定であり、そこで旅行代理店等バイヤーとの商談機会を提供します。

Q：二次審査の詳細を確認したい。パワーポイントが使用できる形式ですか。

A：二次審査は5月22日（月）を予定しています。一次審査の結果は5月16日頃までに通知する予定です。なお、二次審査においては、投影資料を含め追加資料は認められません。ご提出いただいた申請書類を用いてプレゼンテーションしていただきます。（実施計画書記載要領参照）

Q：設立から3年に満たない法人は申請できますか。

A：公募要領3「応募参加資格」の要件を満たせば、設立間もない法人も申請は可能ですが、経営資料や納税にかかる資料は審査の対象となります。3年未満の場合は設立以降に作成された貸借対照表、損益計算書、納税証明書類を全て提出してください。1年目の期末を迎えていない場合は提出不要です。

Q：コンテンツ実施を予定している場所との借用契約がまだだが申請可能ですか。

A：申請は可能ですが、特定の地域、施設等で行うことが要素となるコンテンツは、申請時点での具体的な地域名・施設名の見込みや現時点での交渉状況も記載してください。

Q：「最終的に利益が出た場合は、補助額から減額（相殺）する。」とあるが、事業計画上利益を見込んではいけないということでしょうか？

A：事業終了後、結果的に利益が出た場合、相当額について補助額から減額

(相殺)することになります。

Q：最終的に利益が出た場合は、補助額から減額（相殺）するとありますが、最終的というのは本事業終了日までという理解でよいですか。また、本事業期間中で、本事業で開発したコンテンツを活用して、本事業の経費とは異なる対象外の施策した取り組みにより収入を得た場合も、相殺する必要がありますか。

A：該当部分に示す「最終的な利益」とは交付決定日から令和6年1月31日までの事業実施期間において結果的に出た利益を指します。事業実施期間中に当該コンテンツを用いて得られる収入は全て報告していただきますが、「最終的に利益が出た場合」とは「収支計画書」（別記様式1-2）において、事業終了後報告時に「⑦営業利益額」がプラスになった場合を指しますので留意ください。

Q：4月21日に開催された説明会に参加できていないのですが、応募可能でしょうか。

A：応募可能です。掲載済みの説明会配布資料やQ&Aも併せてご確認ください。

Q：「共同企業体協定書（任意様式）」について、必要記載事項を教えてください。

A：下記に項目を例示いたします。

目的、名称、事務所の所在地、成立の時期及び解散の時期、構成員の住所及び名称、幹事及び代表者、代表者の権限、運営会議の設置、業務の分担、構成員の責任、取引金融機関、権利義務の譲渡の制限、事業実施中における構成員の脱退、事業実施中における構成員の破産又は解散に対する措置、解散後の瑕疵担保責任、協定書に定めのない事項の協議、管轄裁判所

Q：誓約書、貸借対照表、損益計算書、登記簿謄本、納税証明など、沖縄外の本社などから取り寄せをしなければいけない場合、郵送などの都合で提出期限に原本が間に合わない恐れがある場合、いったん写しを提出し、後

日、原本を提出することは可能ですか。

A：提出時に誓約書（代表者印押印）および納税証明は原本を提出いただく必要があります。貸借対照表、損益計算書、登記簿謄本は複写でも差し支えありません。